

○土岐市後援名義の使用許可に関する要綱

平成 22 年土岐市告示第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、土岐市の後援名義の使用許可に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可基準)

第 2 条 後援名義の使用許可は、次の各号のいずれにも該当することを要件とする。ただし、市長が特に認めるものは、この限りでない。

- (1) 事業の目的が、産業、文化、教育等の向上に資するものであること。
- (2) 政治活動及び宗教活動にかかわりが無いものであること。
- (3) 営利を目的としていないこと。
- (4) 参加者等に対して過重な負担を負わせないものであること。
- (5) 原則として市内又は近隣市町村で開催されるものであること。ただし、国及び県その他の地方公共団体の後援等を受けたものは、この限りでない。
- (6) その他行政の運営に支障をきたさないものであること。

(申請)

第 3 条 後援名義の使用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、後援名義使用許可申請書（別記様式第 1 号）に行事の概要を示す資料を添付し、市長に提出しなければならない。

(決定の通知)

第 4 条 市長は、前条の申請に基づき後援名義の使用を許可したときは、後援名義使用許可通知書（別記様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、後援名義の使用を許可しないと決定したときは、後援名義使用不許可通知書（別記様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

(許可の取消し)

第 5 条 市長は、申請者が偽りその他不正行為により許可を受けた場合又は許可を受けた内容がこの要綱に定める許可基準に該当しなくなった、若しくは該当しなくなるおそれがあると認められる場合は、許可を取り消し、後援名義使用許可取消書（別記様式第 4 号）により申請者に通知するものとする。

(報告書の提出)

第 6 条 使用許可を受けた者は、事業完了後速やかに事業実施報告書（別記様式第 5 号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別記

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

（あて先）土岐市長

申請者 住所
氏名
電話

後援名義使用許可申請書

下記の事業を開催するに当たり、土岐市の後援を受けたいので土岐市後援名義の使用許可に関する要綱第 3 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

申 請 団 体 名	代表者氏名		
所 在 地	電話		
事 業 名			
事業の目的及び内容			
実 施 期 日	年 月 日 () ~ 年 月 日 () 日間		
実 施 場 所			
参加者の見込み人数	人	入場料等	
他機関の状況(後援等)			
広報及び宣伝の方法			
その他参考となる事項			
添 付 書 類	収支予算書、パンフレット等		

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

土岐市長 氏名 印

後援名義使用許可通知書

年 月 日付けで申請のあった下記事業に係る後援名義の使用
については許可することとしたので、土岐市後援名義の使用許可に関する
要綱第4条第1項の規定により通知します。

記

事業名

実施期日

実施場所

許可条件

様式第3号（第4条関係）

第 号

年 月 日

様

土岐市長 氏名 印

後援名義使用不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった下記事業に係る後援名義の使用については不許可とすることとしたので、土岐市後援名義の使用許可に関する要綱第4条第2項の規定により通知します。

記

事業名

実施期日

実施場所

不許可の理由

様式第 4 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

土岐市長 氏名 印

後援名義使用許可取消書

年 月 日付け 第 号で許可した下記事業に係る後援名義の使用許可を取り消すこととしたので、土岐市後援名義の使用許可に関する要綱第 5 条の規定により通知します。

記

事 業 名

実施期日

実施場所

取消理由

年 月 日

（あて先）土岐市長

申請者 住所
団体名
氏名
電話

事業実施報告書

土岐市の後援名義の使用許可を受けて開催した事業について、土岐市後援名義の使用許可に関する要綱第 6 条の規定により下記のとおり実施報告します。

記

事業名	
事業の目的及び内容	
実施期日	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ） 日間
実施場所	
参加者の数	
他の後援団体等	
その他	

注 収支決算書、パンフレット等を添付してください。